



令和3年8月6日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

国民健康保険料の賦課誤りについて

平成27年度から平成30年度までの国民健康保険料について、国民健康保険法の規定による2年の期限を過ぎて賦課を決定していたため、一部の国民健康保険加入世帯から、保険料を誤って徴収していたことが判明しました。

この誤りにより、市民の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

本事案の詳細は、下記のとおりです。

記

1 原因

平成26年に国民健康保険法の改正があり、平成27年度の保険料から、「当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後はできない」と、さかのぼって保険料を変更等する場合の賦課決定の期限が改められました。

本事案は、法改正の当時、この法改正の解釈を誤ったことが原因であり、以後、前々年度の保険料の変更等を行う際に、期限を過ぎて賦課を決定する運用を続けていたものです。

2 発覚及び現在までの経緯

令和3年4月、新たに導入した国民健康保険のシステムの設定を行う中で、従来の運用が誤っていたことが判明しました。

その後、平成27年度以後の保険料賦課情報を基に、対象者の全件調査を行い、このたび、保険料の賦課誤りの全容が判明しました。

3 賦課誤りの該当世帯数及び影響額

① 増額の賦課決定をしていた保険料	349世帯、29,650,700円
② ①のうち保険料が徴収済であり、返還となる保険料（利息、返還する延滞金を含む。）	319世帯、29,393,925円
③ 減額の賦課決定をしていた保険料	290世帯、13,572,780円



4 今後の対応

9月の市議会定例会に、保険料返還に係る補正予算を上程する手続きを進めております。可決をいただき次第、誤って増額の賦課決定をしていた全世帯にお詫びの文書をお送りするとともに、過大に納付された保険料の速やかな返還手続きを行います。

また、誤って減額の賦課決定をしていた世帯には、既に保険料の変更に係る2年の期限（時効）を過ぎているため、市から返還は求めません。

5 再発防止策

本事案の発生を踏まえ、国民健康保険におけるその他の事務手続きについて、法令を再確認しながら突合を行い、正しく運用されていることを確認しています。

今後、法令等に沿った適正な制度の運用について、二度と本事案のようなことが起きないように職員に徹底し、適正な事務処理に万全を期すとともに、信頼回復に努めてまいります。

【お問合せ先】

豊川市役所 福祉部保険年金課 西村、鈴木

TEL : 0533-89-2118 Eメール : hokennenkin@city.toyokawa.lg.jp